

第4次 南アルプス市  
子どもの読書活動推進計画

# ひろげよう子どものせかい



南アルプス市立図書館キャラクター「ライライ」

令和4年3月  
南アルプス市教育委員会

## はじめに

子どもにとっての読書は、言葉を学んだり、想像力を高めたりする原動力となり、豊かな生活体験を与えてくれます。また、読書から知り得た世界は、創造性や生きる力の基本となります。そしてそれらは、子どもの豊かな心を育み、健やかな成長を促すための起因となり、極めて重要な役割を果たします。そのためには、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりを推進していくことが大切です。

しかし、情報メディアの発達・普及により、スマートフォン・パソコン・タブレットなどが子どもたちの中でも身近な存在になり、様々な情報が容易に入手できるようになりました。そのため子どもの興味・関心は多様化され、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化し「読書離れ」「活字離れ」の傾向が指摘されています。

また、2015年に国連によって2030年までに世界が達成すべき17の目標（持続可能な開発目標：SDGs）が定められ、各分野で取り組みがおこなわれています。貧困や格差の解消、教育や保健の充実、平和で公正な社会の推進など、SDGsの取り組むべき課題は、子どもにとっても大切なテーマであります。読書の習慣を身に付けて知識とスキルを習得することは、豊かで活力ある未来を創るために重要な役割を担っていると考えます。

本市では「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」に基づき、未来を担うすべての子どもたちが読書する楽しみ、喜びを実感し、自主的に読書をおこなうことができるよう、家庭、地域、図書館、学校などが連携・協力を図りながら、積極的に子どもの読書活動に取り組んできました。第2次、第3次と5年ごとに推進計画を見直していく中で、保育所から小・中学校、高校まで読み聞かせや一斉読書など発達段階ごとの読書活動を継続しておこなっています。ほとんどの保育所で図書コーナーが設置され、児童館・放課後児童クラブ・保育所などに図書館から定期的に団体貸出をおこない、身近な場所で本を手にとることができる読書環境づくりを進めています。

今後も、これまでの計画に基づいて取り組んできた成果と課題を明確にし、子どもの読書活動推進のための、さらなる取り組みを継続していくことが必要であると考えています。

## 目 次

第1章	計画策定の背景	
1	子どもの読書活動の意義	1
2	計画の位置付け	1
3	計画のめざすもの	2
4	計画の期間	2
第2章	第3次計画における取り組み・成果と課題	
1	家庭における取り組み・成果と課題	3
2	市立図書館における取り組み・成果と課題	6
3	児童館・放課後児童クラブにおける取り組み・成果と課題	12
4	保育所・幼稚園・認定こども園における取り組み・成果と課題	12
5	小学校・中学校・高等学校における取り組み・成果と課題	14
第3章	子どもの読書活動推進のための方策	
1	家庭における読書活動の推進	17
2	市立図書館における読書活動の推進	17
3	児童館・放課後児童クラブにおける読書活動の推進	21
4	保育所・幼稚園・認定こども園における読書活動の推進	22
5	小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進	23
第4章	推進体制の整備と広報・啓発の推進	
1	関係機関などの連携	26
2	ボランティア・民間団体との協働	26
3	広報・啓発の推進	27
第5章	計画の推進に向けて	
1	成果指標	29
参考資料		
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	30
2	南アルプス市子どもの読書活動推進協議会設置要綱	33
3	南アルプス市子どもの読書活動推進協議会委員名簿	34
4	調査対象一覧	35
5	子どもの読書活動に関するアンケート調査 2020	36

# 第1章 計画策定の背景

## 1 子どもの読書活動の意義

子どもたちは、読書活動を通して言葉を学び、豊かな想像力や多くの知恵を身に付けていきます。また、物語の登場人物に同化してその人間の悲しみ、苦しみ、喜びを共にしていく体験は、人生をより豊かにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。すべての子どもたちが、「いつでも」「どこでも」「だれでも」読書を楽しむことができるよう社会全体で環境を整え、その推進を図っていくことが重要です。

## 2 計画の位置付け

子どもの読書活動を社会全体で支援するために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。これに基づいて、国では平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、県では平成17年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画」が策定されました。本市においても国の基本方針や県の計画をふまえ、平成19年度から23年度までの5か年計画として「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。前計画の成果と課題を検証する中で、平成24年3月には「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」(第2次)、平成29年3月には「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」(第3次)を策定し、継続的に子どもの読書活動を推進してきました。

また本市では、平成20年度に子どもの読書活動推進協議会を設置し、「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・図書館・保育所・学校などと連携し、子どもの読書活動推進に取り組んできました。

この間には、「文字・活字文化振興法」の施行や「教育基本法」「図書館法」の改正に伴い関連法が整備されました。また国においては、平成30年4月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第4次)が策定され、子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方針を明らかにしました。

さらに、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行され、障がいの有無にかかわらずすべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会をめざしています。

このような状況から、前計画の成果と課題や令和2年11月と令和3年7月に実施したアンケート調査結果をふまえ、引き続き子どもの読書活動を推進していくために、前計画を基本にして「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」(第4次)を策定します。

### 3 計画のめざすもの

#### (1) 子どもの自主的な読書活動の推進

すべての子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進します。

#### (2) 家庭・地域・図書館・保育所・学校などの連携

関係機関・民間団体などが連携し、相互に協力して子どもの読書活動のための取り組みを推進します。

#### (3) 子どもが読書に親しむ環境の整備・充実

「新しい生活様式」を踏まえた読書活動を広め、読書体験を深めることができるような環境づくりに努めます。

#### (4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

### 4 計画の期間

この計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年間とします。その後も継続して見直していきます。



ライライがお出迎え（中央図書館）

## 第2章 第3次計画における取り組み・成果と課題

平成29年度から5か年計画で策定した「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」(第3次)に基づき、子どもが小さいときから身近な場所で本にふれ、読書を楽しむことができ、自主的な読書活動ができるような環境づくりを推進するために、家庭や地域・学校などがそれぞれ取り組むべき具体的な方策を計画的に推進していくことを目的に取り組んできました。

### 1 家庭における取り組み・成果と課題

#### (1) 取り組み状況

- 読み聞かせや親子読書の推進
- 読書時間の設定と共有
- 家族で一緒に図書館などに出かけることの普及
- 子どもに適した本・興味のある本の推薦
- 身近に本を置くなど、家庭の読書環境整備の推進
- おはなし会などの地域や図書館行事への参加

#### (2) 成果と課題

##### ① 未就学の乳幼児

保健事業と連携した乳幼児のための<sup>1)</sup>親子プレイルームや市内に生まれるすべての赤ちゃんに絵本を手渡す<sup>2)</sup>ブックスタート事業が継続的に展開され定着してきています。「子どもの読書活動に関するアンケート調査2020」(以下「アンケート調査2020」)の結果によると、4か月児健診時にプレゼントされた2冊の本は前回のアンケート同様1歳6か月までに、ほとんどの家庭で読まれていることがわかります。ブックスタート事業をきっかけに、63%の家庭でわが子に本を読んであげる機会が増えたと答えており、前回の調査に比べると11%減少しましたが、「もともと読んでいた」割合が7%増加しました。多くの家庭で読み聞かせが日常的におこなわれていると考えられます。引き続き、ブックスタート事業が図書館利用やおはなし会の参加につながるよう取り組みます。

---

<sup>1)</sup> 親子プレイルーム 1歳8か月から2歳の幼児と保護者が子育てについて学習する場として楡形母子愛育会が開催。

<sup>2)</sup> ブックスタート事業 赤ちゃんとその保護者が絵本を紹介してふれあいを深める子育て支援事業。本市では4か月児健康診断時に絵本2冊を贈るとともに、ミニおはなし会を行う活動。

「アンケート調査 2020」の3歳児保護者のアンケート結果によると、93%とほとんどの子どもが本好きで、77%の家庭で「週1回以上本を読んでいる」と答えています。この結果は前回の調査より割合が減っており、要因としてパソコンやスマートフォンの普及など、子どもを取り巻く環境が年々変化していることが考えられます。また、96%の保護者が本を読むことが大切だと考え、「どうすれば本を読むようになると思うか」という問いに対して、71%の保護者が「大人が読んであげる」を選んでおり、読み聞かせの大切さも感じています。まず、保護者が本の読み聞かせや読書の楽しさや大切さについて理解を深め、保護者自身が読書に親しみ、周囲の大人が読書に親しんでいる姿を、普段から子どもたちに見せて、読書の楽しさを子どもと共有することが大切です。

また、保育所・幼稚園・認定こども園の施設対象アンケート結果によると、前回の調査と比べて大きな変化はなく、市内すべての保育所・各園でおはなしの時間を日常的に設けており、継続した読書活動に取り組んでいます。

乳幼児期に、より多くの本と親しむ親子のふれあいは、親子の絆を深め、子どもの心に安心感や幸福感を与えます。保育所・幼稚園・認定こども園・地域における子育て支援の場など、あらゆる機会を通じて取り組みを促進し、家庭における読書の啓発をおこなうことが必要です。

## ② 小学校・中学校に通う子ども

「アンケート調査 2020」から、小中学生の家庭における読書の状況をうかがうことができます。読みたい本の入手方法についての問いに対して、「両親や家族に買ってもらう」の数値が小学校では28%であり、学校図書館や公立図書館からの入手が50%で図書館の役割の大きさを示しています。中学校では「買ってもらう」が33%を占め、大きくなるにつれて自分の興味のある本を見つけて購入するという傾向が見られます。

平成29年度から開始した<sup>3)</sup>セカンドブック事業は、自分で選んだ本がきっかけとなり、本との出会いをつくと同時に、本を通して家族がふれあうことのできる良い機会となっています。

また、両親・祖父母・兄弟に本を読んでもらった経験をもつ子どもは、小学生91%、中学生90%と高い数値を示しています。反面、「読んでもらったことがない」の数値は前回の調査とほとんど変化がなく、小学生、中学生とともに6%の子どもが本を読んでもらったことがないという状況です。

保護者への「本を読むことが大切だと思いますか」の問いに対して、小中学生保護者のほとんどが家庭で本を読むことが大切だと思っていることが

---

<sup>3)</sup> セカンドブック事業 本市では、小学校1年生に本を手渡す活動。

わかります。家庭での読書の大切さを伝えていく中で、一人でも多くの子どもたちが読書の楽しみ、家族のふれあいを享受できるようになることが必要です。



セカンドブックコーナー（中央図書館）

### ③ 高等学校に通う子ども

市内の2つの高等学校のアンケート結果によると、継続して一斉読書をおこなっている学校もあります。しかし市立図書館の利用状況を「南アルプス市立図書館の概要 2021」の年代別貸出数からみると、令和2年度の16歳から18歳までの貸出数は、全体の0.74%という数値を示しており、年齢別統計が一番低い状況です。家庭において読書の時間を確保することが難しいことがこの数値から考えられます。自己の興味・関心に応じた読書ができるように、家庭でも読書環境を整備していくことが大切です。





## 2 市立図書館における取り組み・成果と課題

### (1) 取り組み状況

#### ① 乳幼児サービス

- ブックスタート事業の実施（平成 15 年度から継続）  
「赤ちゃん向け絵本」や「図書館ですすめる赤ちゃん絵本」リストの配布とミニおはなし会の開催など、絵本を通して保護者と乳幼児がふれあう時間の推進
- 乳幼児向けおはなし会の実施
- 親子プレイルームでの絵本の魅力や読み聞かせについての講座の実施
- 子育て支援グループでの乳幼児向け出前おはなし会の実施

#### ② 幼児向けサービス

- おはなし会の実施
- 「<sup>4)</sup>子ども読書の日」や「<sup>5)</sup>こどもの読書週間」におけるしおりの配布、図書館スタンプラリーの実施や絵本の福袋の貸出
- 絵本作家による講演会・子どもフェスタ・クリスマス会などの開催
- おすすめの本やその紹介文の展示
- 保育所や幼稚園などの園児来館時のおはなし会と団体貸出の実施
- 保育所・幼稚園・認定こども園への図書館職員がすすめる本の団体貸出と出前おはなし会の実施
- 図書館で開催するイベントのちらし・おすすめの本の紹介・絵本を読むことの大切さなどを伝えるおたよりの配布
- 保育所購入本の選書協力

#### ③ 小学生向けサービス

- セカンドブック事業の実施（平成 29 年度から継続）  
市立図書館司書と学校司書が選書した「小学校 1 年生にすすめる本」のリストから 1 年生に希望する本を選んでもらい、全国読書週間にあわせて配布
- <sup>6)</sup> サードブック事業の実施（令和 3 年度から実施）  
市立図書館司書と学校司書が選書した「小学校 4・5・6 年生にすすめる本」のリスト作成と図書館ホームページなどへの掲載

---

<sup>4)</sup> 子ども読書の日 「子どもの読書活動推進に関する法律」において 4 月 23 日を定める。

<sup>5)</sup> こどもの読書週間 こどもの日（5 月 5 日）を中心に 1～14 日の 2 週間。

<sup>6)</sup> サードブック事業 本市では、小学校 4・5・6 年生と中学生におすすめの本を紹介する活動。

- おはなし会の実施
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」におけるしおりの配布、図書館スタンプラリーやクイズラリーの実施、絵本の福袋の貸出
- 絵本作家による講演会・子どもフェスタ・クリスマス会などの開催
- おすすめの本やその紹介文の展示
- 子ども向け講座（工作・実験・読書感想文の書き方など）の実施
- クラスや学年での来館時のおはなし会の実施
- 小学校へのブックトーク・おはなし会の出前サービスの実施
- 学習活動の支援
- 社会科見学などによる図書館・<sup>7)</sup> 南アルプス市ふるさと人物室（以下、ふるさと人物室）の案内と概要説明の実施
- 学校と市立図書館との連携によるスタンプラリーの実施
- 図書館おてつだい体験の実施
- 「南アルプス市ゆかりの人物」リストの配布



「南アルプス市ふるさと人物室」の見学

<sup>7)</sup> 南アルプス市ふるさと人物室 近代に活躍した南アルプス市ゆかりの人々を紹介する展示室。

④ 中学生・高校生向けサービス

○サードブック事業の実施

市立図書館司書と学校司書が選書した「中学生にすすめる本」のリスト作成と図書館ホームページなどへの掲載

○「おすすめの本の紹介パンフレット」の配布

○<sup>8)</sup> YA (ヤングアダルト) コーナーの設置

○中学生向けの事業（読書感想文の書き方など）の実施

○学習活動の支援

○職場体験・インターンシップの受入

○<sup>9)</sup> 知的書評合戦（ビブリオバトル）（以下、ビブリオバトル）の実施

○「南アルプス市ゆかりの人物」リストの配布



ビブリオバトルの様子

<sup>8)</sup> YA (ヤングアダルト)

おおむね 12 歳から 18 歳の中学生・高校生を中心とする世代。

<sup>9)</sup> 知的書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が推薦図書を紹介し、参加者の一票で「一番読みたくなった本」を決める書評合戦。

- ⑤ 障がいのある子ども向けサービス
  - 特別支援学校などのおはなし会と出前おはなし会の実施
  - 特別支援学校などへの団体貸出の実施
  - 障がいのある子どもが参加できる行事（子どもフェスタ・クリスマス会など）の開催
  - 時間外貸出の実施
  
- ⑥ 外国籍の子ども向けサービス
  - 外国語を母国語とする子ども向けおはなし会と団体貸出の実施
  - 外国語絵本の選書購入
  
- ⑦ 子どもにかかわる大人向けサービス
  - 地域の文庫への支援・協力
  - 図書館ボランティアの支援・連携の強化
  - 団体での利用者登録の推進の強化
  - 親、祖父母のための読み聞かせ講座やわらべうたを楽しむ会の実施
  - 児童館や放課後児童クラブへの団体貸出と共催事業の実施
  - 大人のためのおはなし会の実施
  
- ⑧ 子どもの読書活動にかかわる人材の育成
  - 市立図書館司書のスキルアップ研修の実施
  - 新任学校司書の実務研修の実施
  - 学校図書館と市立図書館の職員合同研修の実施
  - 保育所・幼稚園・認定こども園及び児童館職員の読み聞かせ講座の実施
  - 図書館ボランティアの質の向上や育成のための講座の実施
  - 図書館ボランティアの「ボランティア保険」への加入
  
- ⑨ 読書環境の整備・充実
  - 小学生を対象としたキッズコーナーの活用
  - 中学生・高校生を対象としたYA（ヤングアダルト）図書の充実
  - 調べ学習や総合的な学習の時間に対応できる参考資料や地域資料の充実
  - 0歳から楽しめる乳幼児図書の充実
  - <sup>10)</sup>読書通帳サービスの推進
  - ふるさと人物室の活用

---

<sup>10)</sup> 読書通帳サービス 利用者の借受履歴を通帳に記録するサービス。



読書通帳

## (2) 成果と課題

市立図書館では、おはなし会や子ども向け講座・大人向け講座などで、子どもや保護者におすすめの本を紹介し、本を読む大切さや楽しさを伝えてきました。あわせて、保育所・幼稚園・認定こども園・学校・地域・行政機関と連携して、より多くの子どもが本とかわかることができるように努めてきました。また、読書通帳サービスにより子どもの読書意欲の向上を図り、中央図書館内に併設されたふるさと人物室を活用することで、ふるさと教育の推進に取り組みました。

さらに、子どもの読書習慣の形成を図るために、平成29年度からはセカンドブック事業を、令和3年度からはサードブック事業を開始し、子どもの発達段階に応じた読書活動を支援してきました。

「アンケート調査2020」の結果によると、小学生では55%の児童、中学生では48%の生徒が市立図書館を「利用している」と答えています。前回のアンケートと比べると「利用している」の回答が小学生で11%、中学生で15%減少しています。また、保護者全体を見ても「ほとんど利用していない」と回答した割合が増加し半数を超えています。このこと背景には、アンケート調査を行った令和2年度に市立図書館が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための臨時休館をおこなったことや、一部の事業を中止したことが考えられます。

一方で、前回のアンケート調査をおこなった5年前に比べて、さらにスマートフォンやタブレット端末などの電子機器が普及していることも影響していると考えられます。アンケートによると「あなたは、読みたい本をどのようにして用意しますか」という問いに対して「パソコンやスマートフォン、タブレット端末で読む」と回答した割合が、小学生では前回は4%に対して今回は9%で5%増加、中学生では前回は10%に対して今回は18%で、8%増加しています。保護者全体を見ても前回は6.5%に対して今回は18%で、11.5%増加しています。このことから、今後図書館では、紙媒体の本の収集とともに、電子図書館サービスや電子書籍の収集などの、非来館型のサービスについても取り組んでいく必要があると思われまます。

また、電子機器が身近にあることで、空いた時間にすぐ楽しめる娯楽が多様化するなか、子どもの図書館利用を増やすためには、これまで以上に図書館サービスについてのさまざまな情報発信をおこなうことが必要です。保護者にも図書館利用の積極的な働きかけをするために、子どもの行事とあわせて、大人を対象にした絵本の読み聞かせや、子どもの読書に関する講座を充実させる必要があります。さらに、ビブリオバトルなど友人同士でおこなう活動を通して読書への関心を高め、図書館見学・学習活動の支援・職場体験などをおこない、子どもたちが図書館を身近に感じられる働きかけを推進していくことも重要になります。

今後の図書館の主たる利用者となる乳幼児から高校生までを、良き図書館利用者として育てるためには、保護者や多くの人に、乳幼児期から本とふれあうことの重要性を伝え、読書の意義を認識してもらうことが何よりも大切だと考えます。そのためには、図書館を子どもの読書活動推進の拠点として位置付け、読書バリアフリー法に基づいた読書環境の整備に努めるとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・学校・地域・行政機関と協力し、より一層の連携を図ることが重要です。

### 3 児童館・放課後児童クラブにおける取り組み・成果と課題

#### (1) 取り組み状況

- 幼児教室などでの児童館職員などの読み聞かせの実施
- 市立図書館との合同事業「春のおはなし会スペシャル」の実施
- 年間計画への市立図書館の出前おはなし会の位置付けと継続的な読書活動の推進
- 地域の市立図書館の利用推進と団体貸出の活用
- 図書室や図書コーナーの設置
- 児童館職員などへの団体貸出の活用

#### (2) 成果と課題

市内には、児童館（青少年児童センターを含む）が6館、放課後クラブが21ヶ所あります。青少年児童センターには寄付金で設置した「竹川文庫」があり、センター利用者の利用だけでなく、他の児童福祉施設への貸出もおこなっています。児童館などの職員に加え、地域のボランティアや母親クラブなどによる読み聞かせやおはなし会を実施している施設もあります。

平成23年度からは、児童館と市立図書館との合同事業として「春のおはなし会スペシャル」「市立図書館出前おはなし会」などを開始しました。しかし、令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、ともに中止となりました。

「アンケート調査 2020」の結果によると、すべての児童館などで図書室や図書コーナーが設置され、職員が毎月読み聞かせを実施しています。

令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、団体貸出が中止となりましたが、児童館などが休館の場合でも、職員向け参考図書の貸出を利用した施設もありました。

今後も、子どもの読書に対する興味・関心を引き出す場として、家庭・地域および市立図書館との連携を図りながら、継続して読書活動を推進していくことが大切です。

### 4 保育所・幼稚園・認定こども園における取り組み・成果と課題

#### (1) 取り組み状況

- 誕生会・おはなし会・毎日の午睡前・延長保育時などでの読み聞かせの実施
- 民間団体や市立図書館と連携したおはなし会の実施
- 保護者会を通じた家庭でおこなう読み聞かせの重要性の啓発
- 地域の市立図書館の利用推進と団体貸出の活用

- 保育士及び幼稚園教諭の読書活動推進のための研修会の実施
- 児童図書の充実

## (2) 成果と課題

市内には、保育所が公立 13 ヶ所、私立 4 ヶ所、幼稚園が 1 ヶ所、認定こども園が 4 ヶ所あります。保育所・保育園では、保育教材として乳幼児から就学前までの年齢別月刊絵本の購入をおこない、保育に活用しています。また、現在は市内ほとんどの施設に図書コーナーが設置され、保育士による読み聞かせ、貸出などをおこない、読書環境の充実に取り組んでいます。

「アンケート調査 2020」の結果によると、絵本や物語にふれる機会の提供としての日々の読み聞かせは、すべての保育所・幼稚園・認定こども園において、様々な活動の中で実施されています。

市立図書館とのかかわりについては、団体貸出以外に催し物への参加者も年々増えています。毎年おこなっている保育所への出前おはなし会は、令和 2 年度はコロナ禍の中でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努めながら実施しました。

今後も、継続して本にふれる時間をもつことを多方面から保護者に呼びかけていくことが重要であると考えられます。



保育所出前おはなし会の様子



## 5 小学校・中学校・高等学校における取り組み・成果と課題

### (1) 取り組み状況

- 全校一斉読書の実施
- 教職員や児童生徒の「おススメの本」の紹介文作成と展示
- 学校独自の推薦図書や必読図書の選定
- 学年たてわり読書や親子読書の実施
- 図書集会の実施
- 学校司書や教職員による読み聞かせや<sup>11)</sup>ブックトークの実施
- 読書ボランティアや保護者ボランティアによる読み聞かせなどの実施
- 図書だよりや新着図書案内の発行
- 図書委員会によるしおりやポスターなどの作成
- 図書館内の掲示や展示の工夫
- テーマや季節に合った資料の展示や紹介
- 小中学校図書館間の相互貸借の実施
- 小中学校図書館と市立図書館のネットワーク化による横断検索の実施
- 新任学校司書の市立図書館での実務研修の実施
- 小中学校図書館と市立図書館の職員合同研修の実施

### (2) 成果と課題

学校では従来から読書の大切さを認識し、生涯にわたる読書生活の基礎づくりとして、さまざまな取り組みをおこなっています。

「<sup>12)</sup>朝の10分読書」などの全校一斉読書は、「毎朝実施」「週に数回実施」「期間を決めて実施」など、時間の取り方は学校によって異なりますが、市内の全公立小中学校で実施しています。

読み聞かせについては、すべての小学校で、朝読書の時間・図書の時間・読書週間など、さまざまな機会を捉えて実施しています。読み聞かせを担当する教職員も、学級担任や学校司書だけでなく、管理職を含めた学校職員全員のほか、図書委員・保護者ボランティア・地域のボランティアなど多くの方々がかかわっています。中学校では読み聞かせの機会は少なくなりますが、朝読書や読書週間、オリエンテーションなどの時間を利用して、可能な範囲で読み聞かせを実施しています。

---

<sup>11)</sup> ブックトーク あるテーマに沿って複数の本を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。

<sup>12)</sup> 朝の10分読書 学校ぐるみで毎朝10分間を読書の時間に充てる活動。

このような取り組みの成果もあり、「子どもの読書活動に関するアンケート調査 2015」の結果では、本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と答えていた児童・生徒が、小学校では 93%、中学校では 84%おり、「子どもの読書活動に関するアンケート調査 2010」の結果より増えています。しかし、「アンケート調査 2020」の結果によると、本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と答えた児童・生徒が、小学校では 87%、中学校では 75%と前回からそれぞれ 6%、9%減少しました。一方で本を読むことが「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と答える児童・生徒は、小学校 4 年生・5 年生でそれぞれ 11%、6 年生で 16%と前回の調査より数値が増えています。中学校 2 年生でも 24%と前回の調査より 9%増えています。学年が進むにつれて数値が増える傾向はこれまでと変わりませんが、前回まで数値が低かった 4 年生でも数値が増えています。また、授業時間以外の学校図書館の利用については、小学校では 80%の児童が、中学校では 78%の生徒が利用していると答えています。この数値も前回の調査より減っています。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の影響による休校、市立図書館・学校図書館の利用制限、アンケート調査時期の変更など、前回とは異なる状況の中でおこなわれました。このため、一概に読書離れが起こっているとは言いきれません。しかし中学生までに十分な読書習慣が形成されないことが、高校生での読書への興味・関心の低下につながる傾向があることや、スマートフォンの普及などにより子どもの読書環境が影響を受けている可能性があることから、小学校・中学校において、より多くの読書好きな子どもたちを育てることが大切であると考えます。

小学校では、これまで取り組んできた子ども一人ひとりの興味・関心や発達段階に応じた読書指導や、子ども自らが読書の楽しさを知り、読書の幅を広げ、読書体験が深まるような機会の提供を、引き続き根気よく続けていくことが大切だと考えます。また、新しい生活様式、コミュニケーションツールの多様化、生活の多忙化などにより、読書離れをさせないよう、子どもたちの興味・関心を把握した魅力的な読書への働きかけと、読書時間を確保し読書習慣が定着できる環境づくりがこれまで以上に必要であると考えます。

中学校では、引き続き発達段階に応じた効果的な取り組みをおこなうことで、読書への関心を高めていくこと、多忙を極める日々の生活の中で、読書の時間を確保し読書習慣を定着させていくことが大切だと考えます。また、急激に変化し複雑化していく社会の中で、読書活動を通じて生涯にわたり自

ら学ぼうとする習慣の重要性を伝えていくことも必要だと考えます。

市内にある高等学校では、「朝の10分間読書」や、ビブリオバトルの実施、図書館通信や新刊案内などの広報活動、進路や季節に合わせた展示などの工夫もおこなわれています。読書週間や読書月間には、全校一斉おすすめの本のPOP作り、「現代作家総選挙」などの取り組みもおこなわれています。年間を通した取り組みにより、定期的に学校図書館を利用する生徒がいる一方で、普段あまり図書館に足を運ばない生徒を、いかに本に結び付け、読書の楽しさを体験させ、読書への関心をもたせるかが課題となっています。また、「朝の10分間読書」が実施されていない学校では、その理由として「まとまった時間がとれない」ことをあげています。忙しい高校生活の中で、読書の時間を確保することも課題です。

本から学ぶことの大切さを知ることは、思春期の生徒にとって日常生活の中で自分自身と対話する時間をもつためにも必要だと考えます。市内の各高等学校、市立図書館・教育機関・家庭の連携により、不読者が増加するという高校生への読書アピールを進めていくことが大切だと考えます。

子どもたちが、読書を生きる糧のひとつとして豊かな生活体験を重ねていくために、学校においてはすべての教職員の協力のもと、市立図書館との連携を図りながら、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させる指導が重要です。



図書館見学の様子

## 3章 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 家庭における読書活動の推進

#### (1) 施策の方向性

子どもの読書習慣は、家庭の日常生活を通して育まれます。親子で読書した喜びや楽しさ、物事を知ることの感動は生涯にわたる読書習慣へつながり、多くの本との出会いに結び付いていきます。

家庭において子どもの読書習慣の基盤がつくられるよう、引き続き支援活動を充実します。また、保護者をはじめ、子どもにかかわる大人に対して読書の重要性についての理解を図り、家庭における読書活動がより一層確保できるように努めます。

#### (2) 具体的な取り組み

##### ① 家庭における読み聞かせなどの読書活動の普及

- ブックスタート・セカンドブック・サードブック事業を契機にした、親子読書や読み聞かせの促進
- 家族みんなで読書を楽しむ「家読（うちどく）」など家庭読書の推進
- 毎月第3日曜日の「家庭の日」を利用しての「親子で一緒に図書館に行こう」運動の普及

##### ② 地域との連携

- 地域におけるボランティア団体など、子どもにかかわるあらゆる人々との連携による、子どもの読書活動の促進
- 図書館や児童館などで開催されるおはなし会への参加の普及
- 愛育会・青少年育成会・子どもクラブ・高校生保護者会などとの連携

##### ③ 読書環境の整備・充実

- 子どもたちが身近なところで読書ができる環境整備の推進
- テレビやゲーム、スマートフォンを使わない時間を設けるなど、読書をしやすい環境の整備

### 2 市立図書館における読書活動の推進

#### (1) 施策の方向性

子どもたちが、読書に親しみ本の世界を楽しむことができるよう、子どもと本を結ぶさまざまな事業をさらに充実し、年齢に応じた子どもへのより細

やかな読書支援をおこないます。また、子どもにかかわる大人に対し、子どもの読書に対する理解を深め、多くの大人が子どもの読書の良き支援者・協力者となるよう今後も引き続きサービスを展開していきます。

## (2) 具体的な取り組み

### ① 乳児向けサービス

- ブックスタート事業の充実
- 赤ちゃん向けおはなし会の充実
- 親子プレイルームなどでの、絵本の魅力や読み聞かせについての講座の実施
- 乳児健診などに出向いてのおはなし会の実施

### ② 幼児向けサービス

- おはなし会の充実
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」行事の充実
- 「読書週間」行事の充実
- 保育所・幼稚園・認定こども園などの園児来館時のおはなし会と団体貸出の実施
- 保育所・幼稚園・認定こども園への図書館職員のおすすめの本の団体貸出と出前おはなし会の実施
- 図書館で開催するイベントのちらし配布の継続・おすすめの本の紹介・本を読むことの大切さなどを伝えるおたよりの配布
- 保育所購入本の選書協力

### ③ 小学生向けサービス

- セカンドブック事業の充実  
市立図書館司書と学校司書が選書した「小学校1年生にすすめる本」のリストから1年生に希望する本を選んでもらい、全国読書週間にあわせて配布
- サードブック事業の充実  
市立図書館司書と学校司書が選書した「小学校4・5・6年生にすすめる本」のリスト作成と図書館ホームページなどへの掲載
- おはなし会の充実
- 「子ども読書の日」や「こども読書週間」行事の充実
- 「読書週間」行事の充実
- 子ども向け講座（工作・実験など）の充実
- クラスや学年での来館時のおはなし会の充実

- 小学校へのブックトーク・おはなし会の出前サービスの実施
- 学習活動の支援
- 社会科見学などによる図書館・ふるさと人物室の案内と概要説明の実施
- 小学生向けふるさと教育の支援
- <sup>13)</sup>「子ども司書」養成などの取り組み
- 小学校と連携した読書活動事業の推進

#### ④ 中学生・高校生向けサービス

- サードブック事業の充実
  - 市立図書館司書と学校司書が選書した「中学生にすすめる本」のリスト作成と図書館ホームページなどへの掲載
- ビブリオバトルの実施
- YA（ヤングアダルト）コーナーの充実
- 市内中学校・高校の図書委員と図書館との交流
- 中学生・高校生向けの事業（朗読会・読書会など）の充実
- 学習支援のための<sup>14)</sup>パスファインダーの作成
- 「子ども司書」養成などの取り組み
- 職場体験・インターンシップの受入
- 中学生・高校生向けふるさと教育の支援



高校生が、スタッフとして参加した子ども環境講座

- 
- <sup>13)</sup> 子ども司書 本が好きで読書に興味・関心が高い子どもたちを中心とした、司書についてのノウハウを取得し、読書の大切さを伝えるリーダーのこと。
- <sup>14)</sup> パスファインダー 特定の主題に関する資料・情報を収集するにあたって、図書館で提供できる資料を主体に関連資料・情報の紹介をすること。

- ⑤ 外国籍の子ども向けサービス
  - 図書館見学の案内
  - 外国語を母国語とする子ども向けおはなし会と団体貸出の実施
  
- ⑥ 子どもにかかわる大人向けサービス
  - 児童館や放課後児童クラブへの支援・協力  
イベント案内・児童館購入本についての選書協力・団体貸出など
  - 地域の文庫への支援・協力  
イベント案内・団体貸出など
  - 保護者や子どもにかかわる大人を対象とした、子どもの本に対する理解を深めることを目的とした講座の実施
  - 図書館ボランティアの支援・連携の強化
  - 団体での利用者登録の推進
  
- ⑦ 読書バリアフリー法に基づいた読書環境の整備とサービス
  - 読書バリアフリー法に基づいた資料の収集
  - 読書補助具・機器の整備
  
- ⑧ 電子図書館の整備とサービス
  - 電子図書館システムの構築
  - 電子書籍の収集
  - 電子図書館に関する事業の実施
  - 資料のデジタルアーカイブ化の促進
  
- ⑨ SDG s（持続可能な開発目標）の普及
  - SDG sをはじめ、現代的課題に関する資料の収集
  - SDG sに関する本の展示
  - SDG sに関する事業の実施
  
- ⑩ 子どもの読書活動にかかわる人材の育成
  - 市立図書館職員のスキルアップ研修の実施
  - 新任学校司書の実務研修の実施
  - 学校図書館と市立図書館の職員合同研修の実施
  - 保育所・幼稚園・認定こども園及び児童館職員の読み聞かせ講座の実施
  - 図書館ボランティアの資質向上や育成のための講座の実施
  - 図書館ボランティアの「ボランティア保険」への加入継続

#### ⑪ 読書環境の整備・充実

- 「新しい生活様式」などを踏まえた、子どもが安心して来館できる図書館環境の整備
- 地域における読書環境整備の支援
- 年代別ブックリストの作成と推薦図書の情報提供
- 読書離れが著しい中学生・高校生を対象とした YA（ヤングアダルト）図書の充実
- 学習活動支援のための参考資料や地域資料の充実
- 0歳から楽しめる乳幼児図書の充実
- 外国語図書の充実
- 職員のスキルアップ研修の実施
- 子どもの読書相談や<sup>15)</sup>レファレンス体制の確立
- 学校図書館と市立図書館の相互協力の拡大
- 読書通帳サービスの活用
- キッズコーナーの活用  
(小学生専用の机と椅子を用意し読書や調べ学習などに利用)
- ふるさと人物室の活用（ふるさと教育の支援）



### 3 児童館・放課後児童クラブにおける読書活動の推進

#### (1) 施策の方向性

市内6館の児童館（青少年児童センターを含む）と21ヶ所の放課後児童クラブにおいては、子どもが読書に親しめるよう、読み聞かせやおはなし会などを実施しています。以前はどの館にも図書が少なく、遊びの時間が優先されていましたが、平成23年度に各児童館・放課後児童クラブに選定図書を購入し、読書活動の推進に取り組んできました。

現在はすべての児童館などで、図書室や図書コーナーが設置されており、本とふれあうことのできる環境が整っています。今後も子どもたちが多くの本と出会う機会を得られるよう、市立図書館と児童館、放課後児童クラブとの交流を継続し、連携を図りながら子どもの読書活動を推進していきます。

---

<sup>15)</sup> レファレンス 図書館で、利用者が調査・研究などのために必要な資料・情報を探す手助けをすることで、情報そのものやそれに関連する資料などを検索、提供するサービス。



## (2) 具体的な取り組み

- ① 絵本や物語にふれる機会の提供
  - 事業での読み聞かせの積極的な実施
  - 民間団体や市立図書館と連携してのおはなし会の実施
  - 保護者会を通じた家庭でおこなう読み聞かせの重要性の啓発
  - 地域の市立図書館の利用推進と団体貸出の活用
  - 職員へ向けた参考図書の利用の活用
  
- ② 児童館などの職員の意識の高揚
  - 読書活動推進のための研修会（読み聞かせ講座など）の実施
  - おはなしの時間（読み聞かせ）の実施
  - 選定図書の購入
  - 市立図書館からの団体貸出の活用
  - 市立図書館出前おはなし会の実施
  
- ③ 保護者への啓発
  - お知らせや保護者会を通じた家庭における読書の推進
  
- ④ 児童館などの利用者への図書貸出など
  - 図書コーナーの整備と、幼児や児童とその保護者への図書貸出の実施
  
- ⑤ 市立図書館・児童館などの合同事業の開催
  - 読書啓発事業の実施

## 4 保育所・幼稚園・認定こども園における読書活動の推進

### (1) 施策の方向性

幼稚園教育要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「言葉」の領域に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」ことが求められています。保育所・幼稚園・認定こども園において、指導計画の中に子どもたちが絵本などに親しむ活動を継続的に取り入れ、子どもたちの生活習慣や情操教育、学習指導ができるような活用をおこなっていきます。また、家庭における親子のふれあいの時間を確保し、引き続き、家庭・地域および市立図書館との連携を図りながら読書活動を推進していきます。

## (2) 具体的な取り組み

- ① 絵本や物語にふれる機会の提供
  - 誕生会・おはなし会・毎日の午睡前・延長保育などでの読み聞かせの実施
  - 民間団体や市立図書館と連携したおはなし会の実施
  - 地域の市立図書館の利用推進と団体貸出の活用
  
- ② 保育士・教員の意識の高揚
  - 保育所・幼稚園・認定こども園の読書活動推進のための研修会（読み聞かせ講座など）の実施
  - おはなしの時間（読み聞かせ）の実施
  - 選定図書を購入
  
- ③ 保護者への啓発
  - 保育所だよりなどを活用した園児におすすめの本の紹介
  - 保護者会を通じた家庭における読み聞かせの重要性の啓発
  
- ④ 図書貸出
  - 絵本コーナーを活用した、在園児とその保護者への図書貸出の実施
  
- ⑤ 市立図書館・保育所などの合同事業の開催
  - 読書啓発事業の実施
  
- ⑥ 読書環境の整備・充実
  - 幼児が日常的に絵本にふれることのできる環境づくり
  - 市立図書館との連携による発達段階に応じた図書の選定および購入
  - 絵本コーナーなどの読書スペースの確保

## 5 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

### (1) 施策の方向性

教育基本法の理念を受け学校教育法においては、義務教育としておこなわれる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されています。平成26年6月「学校図書館法」の改正では、学校司書が法制化され、研修などの実施について規定されました。また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成29年3月の学習指導要領改訂において、「学校図書館の利活用を図り、児童生徒の主体的・対話的な学びの実現に向

けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」また、「地域の図書館の活用を図り、資料を活用した情報収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」が規定されました。

そのような中で学校図書館は、自由な読書の場として想像力や思考力を育て豊かな心を育む「読書センター」の機能、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う「学習センター」の機能、確かな知識を得ようとする姿勢を培い主体的に読み解く力や創造的表現力を育てる「情報センター」としての機能という3つの大切な役割を果たしていかなければなりません。そしてまた、小学生時代に形成された読書習慣が中学生、高校生を経て大人へとより豊かに継続していくことを踏まえた長期的な展望をもつことが大切です。

また、学校教育の中に一人一台端末が整備される<sup>16)</sup>南アルプス GIGA スクール構想」の実現や、近年注目されている SDG s の達成に向けた取り組みなど、変化する社会の中で求められる学校図書館の役割についても新たに考えていかなければなりません。一方で教職員には、読むことの楽しさを積み重ね、個に応じた知的好奇心を高める指導が求められます。また、問題意識を触発・伸長して、必要な情報を幅広く収集し・吟味・判断・発信する力<sup>17)</sup>情報リテラシー）を身に付ける指導のあり方も必要不可欠です。

教育基本法・学校教育法・学校図書館法・学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を通して、すべての教科において読書活動の推進を図ることが必要です。

## (2) 具体的な取り組み

### ① 教職員の研修機会の提供

○子どもの読書活動に関する研修（情報提供・学習会など）の実施

### ② 教育課程への読書活動の位置付け

○読書指導の年間計画作成

○資料の展示や授業内容に合わせた学校独自のブックリスト作成

○情報活用能力の育成に関する学習の計画的導入

○パスファインダーの作成

---

<sup>16)</sup> 南アルプス GIGA スクール構想 全国の児童生徒に一人一台端末（コンピュータ）と高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。

<sup>17)</sup> 情報リテラシー 情報を使いこなす能力のこと。

- ③ SDG s（持続可能な開発目標）の普及
  - 学校における SDG s に関する取り組みや学習などへの支援
- ④ 読書時間の確保
  - 全校一斉読書や読み聞かせなどの実施
  - 朝の読書・帰りの読書などの継続的な取り組みの実施
  - ビブリオバトル・ペア読書・ブックトーク、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取り組み
- ⑤ 図書委員会活動の活性化
  - 日常的な活動（学校図書館の環境整備・本の紹介など）の充実
  - 図書集会の実施
  - 学園祭などでの展示や発表
- ⑥ 保護者や地域との連携
  - おはなし会（読み聞かせ・<sup>18)</sup>ストーリーテリング・<sup>19)</sup>パネルシアターなど）や朗読会などの開催
  - 家読・親子読書の実施
- ⑦ 読書環境の整備・充実
  - 各学校の教育課程に応じた図書館資料の構築
  - 多様な学習に対応するための図書以外の資料の収集と整備
  - 学校図書館がその機能を発揮するための、読書や学習に対応できる十分なスペースの確保や必要な備品の整備
  - 司書教諭や図書館主任および学校司書が、その専門性を生かし職務を遂行するための協力体制の推進
  - 司書教諭や図書館主任と協働して、学校図書館の活動を支える専門職員である学校司書の全校専任配置の継続
  - 学校図書館にかかわる司書教諭・図書館主任・学校司書の研修の充実
  - 学校独自の推薦図書や必読図書の選定
  - 各種たより（図書だより・学校だよりなど）の活用

---

<sup>18)</sup> ストーリーテリング 物語を覚えて子どもたちに対して語ること。

<sup>19)</sup> パネルシアター パネルを舞台として、それに絵人形や背景画をつけて展開する芝居。

## 第4章 推進体制の整備と広報・啓発の推進

### 1 関係機関などの連携

#### (1) 行政機関との連携

市は、教育・保健福祉をはじめとする各部局の連携を図りながら、子どもの読書活動推進に積極的に取り組むとともに、各家庭・地域・学校の活動推進に関する取り組みを促し支援します。また、本計画を実効性のあるものにするため、関係機関の相互の連携を深め、子どもの読書活動推進に関する情報の交換に努めます。中でも本計画推進に大きな役割が期待される市立図書館や学校にあっては、専門的な職員の配置や図書資料の整備が重要であり、そのために市立図書館司書と学校司書との緊密な連携を図っていきます。

#### (2) 市立図書館と各種団体の連携・協力

市立図書館は、児童生徒への学習支援として、学校図書館へ授業などで必要とする資料の貸出やレファレンスサービスなどをおこないます。また、図書館の見学や職場体験活動を希望する児童生徒を積極的に受け入れ、それまで培われてきた読書活動をより活発にするようお互いの連携を図ります。

地域での子どもの読書活動を推進していくために、子どもにかかわるすべての部署や団体と連携を図り、子どもたちが本と出会うためのさまざまな取り組みを支援します。

### 2 ボランティア・民間団体との協働

市立図書館のおはなしボランティアとして10グループが登録されています。各館で定期的におこなっているおはなし会のほか、春のおはなし会スペシャル・クリスマス会・おはなし会出前サービスに協力をいただいています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった事業もありましたが、感染予防の徹底をし令和3年度からは事前申込制でおはなし会をおこなっています。多くの図書館行事を実施するうえで、図書館ボランティアの力はなくてはならないものです。

図書館ボランティア代表者会議を年1回開催して情報交換をおこなっていますが、この計画をさらに推進するために、ボランティア・民間団体とのより一層の協働を図ります。



クリスマス会の様子

### 3 広報・啓発の推進

子どもの読書活動を広く推進していくためには、地域住民にこの意義を周知していく必要があります。そのためには組織や団体と協力し、さまざまな形態を通して多くの人が読書の大切さを知る機会を増やすことができるように努めます。

#### (1) 「子ども読書の日」などにおける広報啓発の推進

ポスターやリーフレットなどにより「子ども読書の日」の周知を図るとともに、市立図書館や学校などで「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を中心に、読書活動を取り入れた授業や、子どもが参加できる行事を開催し啓発に努めます。

#### (2) 各種の情報の収集と提供

- ① 小学生から高校生までの図書委員や学校司書、ボランティアなどと連携し、本の紹介・読書感想文・図書館行事などの情報ちらしの作成をおこないます。

- ② 市広報誌や図書館通信、図書館ホームページ、SNS などを利用して、子どもの読書活動推進に関する情報を提供していきます。また、どの本を読んだらよいかわからない子どもや保護者の参考になるよう、子どもの年齢に応じたおすすめの本などのブックリストを作成し提供していきます。
- ③ 家庭における子どもの読書の必要性について保護者の理解を促すため、学校だよりや保育所での保護者への通信、各種団体の情報誌への掲載などを通して啓発していきます。また、地域住民・学校・行政・図書館が協働して、家庭内での読書の呼びかけや悪書追放運動などに取り組みます。



図書館ホームページで紹介した本を、各館ごと冊子にまとめて配布

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 成果指標

前回、第3次計画の推進にあたり、子どもの読書活動が効果的に遂行されているかを客観的に測るために、平成27年度の数値を基に、令和2年度にはすべての数値が増加していることを目標としました。平成27年度と令和2年度を比較すると3・5・6の保育所・幼稚園以外の数値が減少しています。これはアンケート調査をおこなった令和2年度が新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館をおこなったことなどが関係していると考えられます。

第4次計画の推進にあたっては、令和7年度には令和2年度と比較してすべての数値が増加していることを目標にします。

	指 標		(平成22年)	(平成27年)	(令和2年)
1	1ヶ月間に本を3冊以上 読む子どもの割合	小学校4.5.6年生	83%	90%	85%
		中学校2年生	41%	49%	39%
2	小学校1年生の家庭で、子どもに週3回以上 本を読んであげた割合		45%	40%	29%
3	0歳～18歳の市民一人あたりの図書館 資料貸出数		6.19 点	4.77 点	4.89 点
4	市民における0歳～18歳の図書館登録者 数の割合		55.44%	49.36%	37.52%
5	図書館における児童書の貸出数の割合		39.56%	40.43%	48.02%
6	図書館における団体貸出 数	小学校	722 冊	2,066 冊	1,259 冊
		中学校	256 冊	243 冊	241 冊
		保育所・幼稚園	2,468 冊	6,949 冊	7,077 冊

※ 数値は次の資料による

- ・「子どもの読書活動に関するアンケート調査 2010」
- ・「子どもの読書活動に関するアンケート調査 2015」
- ・「子どもの読書活動に関するアンケート調査 2020」
- ・「南アルプス市立図書館の概要 2011」
- ・「南アルプス市立図書館の概要 2016」
- ・「南アルプス市立図書館の概要 2021」



# 参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 南アルプス市子どもの読書活動推進協議会設置要綱
- 3 南アルプス市子どもの読書活動推進協議会委員名簿
- 4 活動施設一覧
- 5 子どもの読書活動に関するアンケート調査 2020

## 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 2 南アルプス市子どもの読書活動推進協議会設置要綱

平成20年1月31日

教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 南アルプス市子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図るため、南アルプス市子どもの読書活動推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の進行管理に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会の委員は、委員12名以内を持って組織する。

2 委員は、子どもの読書活動推進に係わる市民、学識経験者、学校教育関係者及び市職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 この推進協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長の指名による。

3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、教育委員会図書館事務局が行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成23年12月2日教育委員会告示20号)

この告示は、平成23年12月2日から施行する。

### 3 南アルプス市子どもの読書活動推進協議会委員名簿

選 出 区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	武井 文雄	図書館協議会副会長
市立小中学校PTA代表	穴水 広直	南アルプス市連合PTA会長
保育所幼稚園保護者会代表	矢崎 智之	南アルプス市保育所保護者会長
図書館ボランティア代表	上田 弥生	NPO 法人山梨子ども図書館理事
市立小学校校長代表	深澤 隆二	落合小学校校長
市立中学校校長代表	金子 浩	甲西中学校校長
市立小中学校図書館主任代表	山口 あずさ	小笠原小学校教諭
市立小学校図書館司書代表	名取 みよ子	大明小学校司書
市立中学校図書館司書代表	内田 陽子	八田中学校司書
子育て支援課代表	内田 一也	子育て支援課課長
学校教育課代表	笹本 忠彦	学校教育課課長

#### <事務局>

氏 名	備 考
保坂 なおみ	市立図書館館長
矢吹 一美	市立図書館サービス担当リーダー
望月 静香	市立図書館総務・資料担当

#### 4 調査対象一覧

		施 設 名			
保 育 所		放課後児童クラブ		小 学 校	
市 立	八田保育所	市 立	八田児童クラブ	市 立	八田小学校
	巨摩保育所		白根源児童クラブ		白根源小学校
	白根東保育所		白根飯野児童クラブ		白根飯野小学校
	百田保育所		白根東児童クラブ		白根東小学校
	白根保育所		白根東第二児童クラブ		白根百田小学校
	若草保育所		白根百田児童クラブ		芦安小学校
	櫛形中央保育所		白根百田第二児童クラブ		若草小学校
	櫛形北保育所		芦安児童クラブ		若草南小学校
	櫛形西保育所		若草児童クラブ		小笠原小学校
	豊保育所		若草第二児童クラブ		櫛形北小学校
	落合保育所		若草南児童クラブ		櫛形西小学校
	南湖保育所		櫛形小笠原第一児童クラブ		豊小学校
	大明保育所		櫛形小笠原第二児童クラブ		落合小学校
	私 立		たちばな保育園		櫛形北第一児童クラブ
十日市場保育園		櫛形北第二児童クラブ	南湖小学校		
さくらんぼ保育園		櫛形西児童クラブ	南アルプス市子どもの村小学校		
にこにこキッズ保育園		櫛形豊児童クラブ			
<b>幼 稚 園</b>		櫛形豊第二児童クラブ	<b>中 学 校</b>		
私立	バンビバイリンガル幼稚園	甲西落合児童クラブ	市 立	八田中学校	
<b>認定こども園</b>		甲西大明児童クラブ		白根巨摩中学校	
私 立	おひさまポッポの家	甲西南湖児童クラブ		白根御勅使中学校	
	マコト愛児園	<b>児 童 館</b>		芦安中学校	
	小笠原幼稚園	八田児童館	若草中学校		
	みだい幼稚園	若草なかよし児童館	櫛形中学校		
		おおケヤキ児童館	私立	甲西中学校	
		白根児童館	<b>高 等 学 校</b>		
		青少年児童センター南風	県 立	巨摩高等学校	
		甲西児童館	立	白根高等学校	

第4次 南アルプス市 子どもの読書活動推進計画  
～ひろげよう子どものせかい～

発 行 南アルプス市教育委員会  
発行日 令和4年3月31日  
編 集 南アルプス市立図書館  
山梨県南アルプス市小笠原 1060-1  
電 話 055-280-3300  
F A X 055-284-7101